

小規模事業者の販路開拓を応援！

特例要件に全て該当の場合（※）

補助額最大 250万円！

補助率

3分の2

機械装置費、広報費（チラシ・看板）など、新規顧客獲得のためのさまざまな費用が補助対象になる人気の補助制度！



小規模事業者持続化補助金

<一般型・通常枠> 第19回公募

持続化補助金は小規模事業者の販路開拓（新規顧客獲得）の取り組みを支援する制度です。

あなたの会社の持続的経営・事業目標や夢の実現のため、この補助金活用に挑戦してみませんか？

一般型・通常枠は補助金額が最大50万円・3分の2補助となっておりますが、「特例要件」に全て合致すれば補助金額が大幅アップ！

最大250万円を上限に申請することが可能です。

（※特例要件については裏面をご覧ください。）

伊達市商工会では会員事業所の経営力強化の実現のため、「変化する消費者ニーズへの対応」や「新たなサービス導入による稼ぐチカラの強化」を全力で応援するべく、事業計画策定などの支援に積極的に取り組んでおります。本補助金制度の申請・活用をご検討の方は、お気軽にご相談ください！

電子申請期限

令和8年4月30日(木)

申請にあたっては経営計画書の作成があるため、**お早めにご相談**ください！

対象者

下記に該当する小規模事業者。

◆卸・小売・サービス業

常時使用従業員 5名以下

◆製造・建設・その他

常時使用従業員 20名以下

※第19回公募から、従業員数はパート・アルバイトの人数を含めたものとなります！

【ご相談は】

伊達市商工会

伊達市梁川町青葉町3
TEL 024-577-0057





特例要件に合致すると補助金額がアップするらしいけど、どんな内容なの？

持続化補助金は一般的な「通常枠」が基本となりますが、「インボイス特例」「賃金引上げ特例」の要件に合致すると下記のとおり補助金額の上限が引上げになります。

	通常枠	インボイス特例	賃金引上げ特例	両方の特例要件を満たす場合
補助率	3分の2	3分の2	この特例に該当する赤字事業者は4分の3	3分の2 (赤字事業者の場合は4分の3)
補助上限	50万円	100万円 (通常枠に50万上乘せ)	200万円 (通常枠に150万上乘せ)	250万円 (通常枠に200万上乘せ)

特例要件

販路開拓の取り組みの実施と併せて、
下記の条件を満たすことが求められます！

【インボイス特例】

「2021年9月30日～2023年9月30日の属する課税期間で一度でも消費税免税事業者だった方」または「2023年10月1日以降に創業した方」が補助事業終了時点で「適格請求書発行事業者」の登録をし、インボイス制度に新たに対応する場合に適用可能。

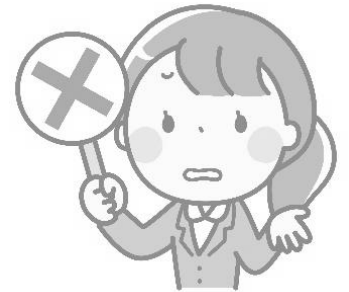
【賃金引上げ特例】

従業員の賃上げを行い、補助事業終了時において事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+50円以上であること。

※賃金引上げ特例に申請する事業者のうち、業績が赤字の事業者については補助率が4分の3にアップします！

要注意！

特例要件で申請し採択された場合、補助事業終了時点で各条件を満たしていない時には、補助金が交付されません！



その他の注意事項

■ 申請は電子申請のみ！

持続化補助金は電子システムでの申請のみとなります。システム利用にあたっては、「GビズIDプライム」のアカウント取得が必須となりますが、発行まで時間を要するためお早めにご相談ください。

■ 商工会の「様式4」発行が必須！

本補助制度の申請にあたっては、事業計画書の商工会の確認と、それによって発行される「様式4 事業支援計画書」の添付が必須となります。この様式の発行は4月16日までとなるため、お早めにご相談ください。

■ 事前着手は不可！ 交付決定後の着手

補助金の交付にあたっては、計画書の審査を受けて採択される必要がありますが、採択後に改めて交付申請を行う形となります。

採択発表は2026年7月ごろの予定となっており、交付申請の決定にはさらに2ヵ月ほど時間を要することから2026年9月以降から動き出す事業が対象となりますのでご注意ください。

■ 対象経費は公募要領で確認！ ものによっては注意が必要！

ホームページ関連費用やソフトウェアなどの導入費用は制度上、「ウェブサイト関連費」に分類されますがこの費目は全体の経費額の4分の1（最大50万円）までが申請の上限となります。この費目単独での申請はできません。

また、ウェブサイト関連費以外でも、汎用性のある物品は補助対象外となります。